

令和2年度決算

消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税(国・地方)は2014年4月1日より5%から8%に2019年10月1日より8%から10%に引き上げられ、地方消費税収は、地方税法の規定により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当村の令和2年度決算における社会保障関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 46,473 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 457,651 千円

単位:千円

区分	事業	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保費財源化分)
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	36,038	670	0	1,323	34,045	4,987
	障害福祉事業	88,013	59,864	0	0	28,149	4,123
	高齢者福祉事業	1,148	0	0	0	1,148	168
	児童福祉事業	64,694	52,938	0	0	11,756	1,722
	小計	189,893	113,472	0	1,323	75,098	11,000
社会保険	国民健康保険事業	20,006	10,381	0	0	9,625	1,410
	後期高齢者医療事業	121,826	9,219	0	0	112,607	16,495
	介護保険事業	57,366	0	0	0	57,366	8,403
	年金事業	9,012	0	0	0	9,012	1,320
	小計	208,210	19,600	0	0	188,610	27,628
保健衛生	成人保険事業	4,671	426	0	1,030	3,215	471
	母子保健事業	9,133	1,574	0	0	7,559	1,107
	疾病予防対策事業	40,986	765	0	774	39,447	5,778
	医療提供体制確保事業	4,758	953	0	469	3,336	489
	小計	59,548	3,718	0	2,273	53,557	7,845
合計	457,651	136,790	0	3,596	317,265	46,473	

※ 地方消費税交付金(社会保障費財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。